

# 放送法及び電波法の一部を改正する法律案について

---

デジタル時代における放送制度の  
在り方に関する検討会事務局

令和5年3月13日

## 現状と課題

### 1. 中継局の共同利用について

- 現状、全ての地上テレビ局が、ソフト（放送番組の制作・送出）とともに、**ハード（親局・中継局）を自ら構築し、保有・運用・維持管理。**
- 中継局の更新を控え、費用対効果の低い中継局の全てを個社で保有し続けることは限界。

### 2. 放送設備の外部利用への対応について

- 現状では、マスター設備（番組送出設備）や中継局などの放送設備の多くを、地上テレビ局が自ら設置。
- 今後、クラウド化など**外部利用が進んでいくことが予想**される。（特にマスター設備などの更新は大きな負担）

### 3. 放送番組の同一化について

- **現行放送法では、放送対象地域ごとに放送番組が異なるものとされており、現在の地上テレビ局は、同一化は認められていない。**
- 将来的に更なる固定的費用の抑制が求められるなか、個々の地上テレビ局単独での対応には限界。
- **今後の経営形態の合理化に資するよう、放送番組の同一化が必要。**

## 改正の概要(案)

- 将来的な経営形態の合理化も見据え、現在の地上テレビ局が、中継局の保有・運用・維持管理を担う**ハード事業者（共同利用会社）の利用**を可能とする。（NHKと民放の連携も想定）
- NHKが、自らの設備だけでなく、子会社であるハード会社の設備を用いることを可能とする。

- **外部利用の際の監督規定の新設**を行う。
- 具体的には、外部利用を含む業務管理体制の適合維持義務を課し、その履行を担保する制度とする。

- 放送対象地域自体は変更せず、希望する地上テレビ局が、総務大臣の認定を受けることにより、複数の放送対象地域において**放送番組を同一化できる制度**を創設する。（例えば、同系列の隣県で同一化）
- 認定の要件として、同一化が可能な放送対象地域の数の上限や、**地域情報発信を確保するための仕組み**を講じることを求める。

マスター設備等

中継局等

番組制作

番組送出

親局

中継局

受信者

